

岩手大学における長期にわたる教育課程の履修に関する規則

平成16年4月1日 制定
平成30年4月1日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第46条第2項及び国立大学法人岩手大学大学院学則第19条第2項の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し必要な事項を定める。

(対象学生)

第2条 長期履修の希望を申し出ることのできる者は、学部に在学する学生（農学部共同獣医学科に在学する者を除く。以下次条において同じ。）及び大学院研究科に在学する学生（デュアルディグリープログラム学生を除く。以下次条において同じ。）のうち、職業を有しているなどの状況にある者とする。

(長期在学期間)

第3条 修業年限又は標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了する場合の在学を認める期間（「長期在学期間」という。）は、学部に在学する学生にあっては6年以内、大学院研究科修士課程に在学する学生にあっては4年以内、大学院研究科博士課程に在学する学生にあっては5年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、獣医学研究科に在学する学生にあっては、長期在学期間を8年以内とする。

(長期履修の許可等)

第4条 長期履修を希望する者は、新たに入学する者にあつては入学手続き時に、在学中の者にあつては2月末日までに学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の申請をした者について各学部教授会又は各研究科教授会（総合科学研究科にあっては専攻教授会）の議に基づき長期履修を許可する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成20年3月6日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

2 この規則の規定にかかわらず、農学部獣医学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、第2条中「農学部獣医学課程」とあるのは、「農学部獣医学科又は農学部獣医学課程」と読み替えるものとする。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則の規定にかかわらず、農学部獣医学科又は農学部獣医学課程に在学する者が当該

学科又は当該課程に在学しなくなるまでの間、第2条中「農学部共同獣医学科」とあるのは、「農学部獣医学科又は農学部獣医学課程並びに農学部共同獣医学科」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成29年度入学者から適用し、平成28年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。